

2025年度

学校いじめ防止基本方針



荃崎学園つくば市立荃崎第三小学校

荃崎学園 つくば市立荃崎第三小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、荃崎学園つくば市立荃崎第三小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる、いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

【学校全体での取組】

	児童・生徒に関わること	保護者に関わること
① いじめの未然防止に関すること	○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特活・つくスタ等） ○学級活動の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「人権資料（県教委）」等の資料を活用して人権教育の充実を図る。 ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特活・つくスタ等） ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。	○自分の物や他人の物を大切に扱う児童を育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷付けたりすることの重大さを日ごろから児童に伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育む。
② いじめの早期発見に関すること	○教育相談や生活アンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して、児童から情報を収集したりする。 ○「いじめなくそう！ネット目安箱」や市の教育相談センター等による相談窓口を周知する ○「いじめチェックリスト」を活用し、児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあつたらずぐに対応し、原因を明らかにする。	○児童との会話をできるだけ多くする。 ○服装などの汚れや乱れに気を配る。 ○児童の持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも相談できるような雰囲気、普段から作っておく。
③ いじめの早期対応に関すること	1) 暴力を伴ういじめの場合 いじめられた側 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 いじめた側 ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携を図る。	○常に味方であるという姿勢を見せ、いじめられた側の児童の話に耳を傾け事実や心情を聴くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。 ○学校は、いじめられた側の児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認しいじめた側の児童の言い分を十分に聴くようにする。 ○関係する児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

	2) 暴力を伴わない場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も学校サポーターや支援員、ボランティアによる見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○常に味方であるという姿勢を、わが子に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育相談センター、関係諸機関と連携を図る。	○学校は、いじめられた側の児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認しわが子の言い分を十分に聞くように促す。 ○関係する児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。
	3) 行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携を図る。	○学校は、いじめられた側の児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。
	直接関係のない者		○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童生徒の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず、仲裁者の態度をとることができるよう子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者にはなってはならないという気持ちを育てるように伝える。

【地域・家庭との連携】

① 各家庭での取組	○自分の子どもに関心をもち、子どものさびしきやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」、頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。 ○家庭での子供の様子から気になることがある場合には、速やかに学校に相談する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを、保護者と本人とで話し合っ決めてる。
② 地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちに出会った時はあいさつや声かけをお願いします。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

5 教育局や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は速やかに教育局に報告する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童の保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、一時的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8 学校評価の実施

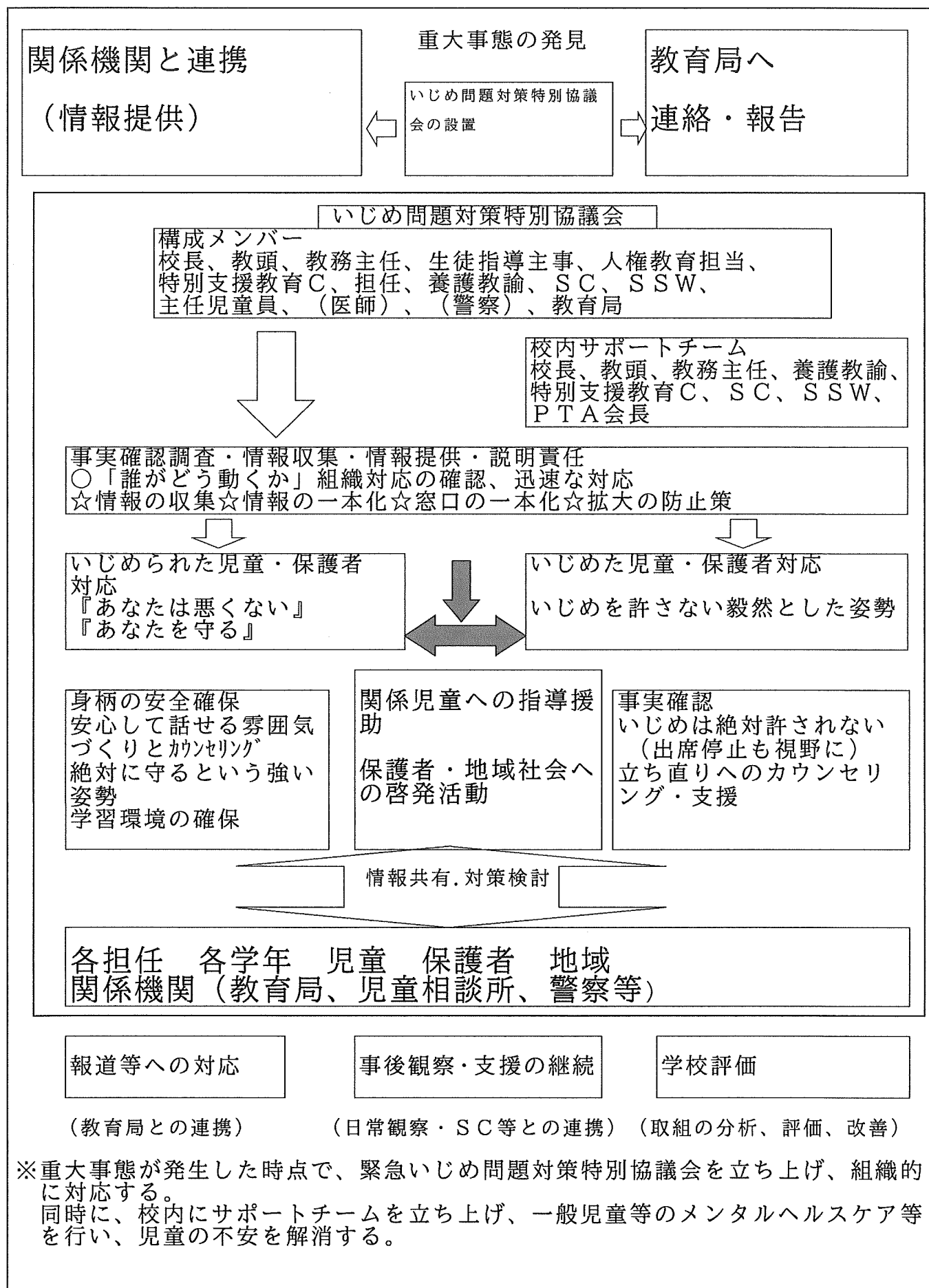
学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者・地域にも公表する。

9 いじめ防止体制（重大事態発生時の判断について）

- (1) 重大事案の判断→「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (2) 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

〈調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは判断しない〉

【重大事態発生時の図式】



【チェックシート】いじめの重大事態への対応について

No.	対応の段階	チェック項目
【平時の備え】		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢	☐ 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする ☐ 重大事態の定義と調査の目的を理解している ☐ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている ☐ 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
【重大事態発生時及び初期対応】		
2	重大事態を把握する ☐ 該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である ☐ 「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない	☐ 設置者と学校とが情報を共有する ☐ 判断主体と判断の基準を明確にする ☐ 被害児童や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする ☐ 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する
3	重大事態の発生報告 ☐ 学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない ☐ 市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする	☐ 判断後、直ちに報告する ☐ 教育局は教育委員に説明する ☐ 報告内容は【参考様式1】を参照 (例) ・重大事態と認めた事由 ・学校名・学年・氏名・性別 ・事案の内容・学校の指導経過
4	調査組織の設置 ☐ 設置者は調査主体・組織を判断する ☐ 公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う	☐ 調査主体の決定(設置者or学校) ☐ 利害関係のない第三者の参加を図る ☐ 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める ☐ 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している
【調査及び中期対応】		
5	被害者等への調査方針の説明 ☐ 「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない ☐ 対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う ☐ 被害者の心情を害する言動を慎む ☐ 寄り添い信頼関係を構築する	☐ 調査の目的・目標を説明する ☐ 調査組織の構成(公平性)について説明する ☐ 調査のスケジュールを示す ☐ 調査の定期報告を行うことを説明する ☐ 調査事項・対象・方法について説明する ☐ 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する

☐ 調査結果の提供について予め説明する ☐ 外部に説明する際は、内容を事前に伝える ☐ 加害者等に対しても説明をする・意見を聞く ☐ 被害者とその家族のケアに努める		
6	調査の実施 ☐ アンケートの実施について説明する ☐ 可能な限り速やかに実施する ☐ 情報提供した児童・生徒を守ることを最優先にする ☐ 調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う	☐ 文書管理規則等に基づき適切に保存する ☐ 公平性・中立性が確保されている ☐ 記録を被害者等に無断で廃棄しない ☐ 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない ☐ 関係資料の散逸防止に努める
7	調査結果の説明・公表 ☐ 調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する ☐ 事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する	☐ 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する ☐ 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える ☐ 調査結果は公表することが望ましい ☐ 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童又は保護者に対して説明することを検討する
8	個人情報の保護 ☐ 個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する	☐ 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する ☐ 個人情報保護を盾に説明を怠らない
【再発防止及び長期対応】		
9	調査結果を踏まえた対応 ☐ 被害者の継続的なケアを行う ☐ 再発防止策の検討を行う	☐ スクールカウンセラー等の専門家を活用する ☐ 加害者に対していじめの非に気付かせる ☐ 就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する
10	地方公共団体の長等による再調査 ☐ 地方公共団体の長が、必要性を認めるときは、再調査を行うことができる ☐ 当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる	☐ 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する ・調査時に、知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある ☐ 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない

いじめ防止体制（重大事態発生時）

重大事態の発見

1 関係機関と連携 教育局へ情報提供

いじめ問題対策特別協議会の設置 連絡・報告

2 いじめ問題対策特別協議会

【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、
特別支援教育C、担任、養護教諭、SC、SSW、
主任児童員、（医師）、（警察）、教育局

【校内サポートチーム】

校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援教育C、SC、SSW、
PTA会長

○事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

○「誰がどう動くか」組織対応の確認、迅速な対応

・情報の収集 ・情報の一本化 ・窓口の一本化 ・拡大の防止策

【いじめられた児童・保護者対応 いじめた児童・保護者対応】

・いじめを許さない毅然とした姿

・「あなたは悪くない」「あなたを守る」姿勢

【関係児童・生徒への指導援助】

・身柄の安全確保、事実確認

・安心して話せる雰囲気

・いじめは絶対許されないという雰囲気づくり

・社会への啓発

・絶対に守るという強い姿勢（出席停止も視野に）と
立ち直りへのカウンセリング、支援

・学習環境の確保

3 各担任 各学年 児童 保護者 地域 関係機関（教育局、児童相談所、警察等）

○報道等への対応事後観察・支援の継続学校評価

（教育局との連携）

（日常観察・S C等との連携）

（取組の分析、評価、改善）

※ 重大事態が発生した時点で、緊急いじめ問題対策特別協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルスケア等を行い、児童の不安を解消する。

（情報共有、対策検討）